

業務マニュアル	交 総 - 7
業務担当者用	要 引 継

廃棄期日	後 日 通 知
------	---------

平成 2 4 年 1 月 1 日

交通事故統計データ 登録の手引

平成 2 4 年 版

交 通 総 務 課
交 通 安 全 調 査 室 統 計 係

目 次

第1 交通事故統計データの登録上の基本	
1 交通事故統計の対象	1
2 人の死傷がないものとして取り扱う当事者	1
3 人の死傷	1
4 30日死亡の確認	2
5 統計データの構成及び登録区分	2
6 統計データの登録期限等	3
7 登録した統計データの修正及び削除	4
8 交通事故件数の決定方法	4
9 当事者順位の決定方法	6
10 事故類型の決定方法	8
11 各統計データ調査項目の具体的な入力要領	9
12 計上を保留または計上しない交通事故等	10
第2 交通事故統計データの調査項目及びコード内容の説明	
1 本票データ (別表1)	
① 資料区分	11
② 計上年	11
③ 警察署等コード	11
④ 本票番号	11
⑤ 事故内容	11
⑥⑦⑧ 死者数	12
⑦⑧⑨ 重傷者数	12
⑧⑨⑩ 軽傷者数	13
⑨ 乗車人員	13
⑩ 路線コード	13
⑪ 上下線	14
⑫ 地点コード	14
⑬⑭ 交差点コード及び交差点の警察署コード	14

⑭	市区町村コード	16
⑮～⑰	発生年月日時分	17
⑱	昼夜	17
⑳	天候	17
㉑	地形	18
㉒	路面状態	18
㉓	道路形状	19
㉔	信号機	20
㉕	車道幅員	21
㉖	道路線形	22
㉗	衝突地点	23
㉘	中央分離施設等	24
㉙	歩車道区分	26
㉚	事故類型	27
㉛	特殊事故	32
㉜	性別	34
㉝	年齢(満年齢)	34
㉞	国籍コード	34
㉟	居住地コード	35
㊱	職業コード	36
㊲	免許証番号	37
㊳	運転資格	37
㊴	事故車種の運転免許経過年数	39
㊵	当事者種別	40
㊶	車両番号	44
㊷	用途別	44
㊸	車両形状	46
㊹	選任事業所等	47
㊺	通行目的	48
㊻	ライト点灯状況	50

④⑦	反射材等使用状況	51
④⑧	速度規制	52
④⑨	高齢運転者標識	52
⑤①	危険認知速度	53
⑤②	飲酒状況	54
⑤③	携帯電話等の使用状況	55
⑤④	カーナビ等の使用状況	56
⑤⑤	法令違反コード	57
⑤⑥	事故要因区分コード	58
⑤⑦	行動類型	58
⑤⑧	当事者の進行方向	60
⑤⑨	車両の衝突部位	63
⑥①	車両の損壊程度	64
⑥②	自体防護	65
⑥③	エアバッグの装備	66
⑥④	サイドエアバッグの装備	67
⑥⑤	人身損傷程度	68
⑥⑥	人身損傷主部位	68
⑥⑦	損傷主部位の状態	71
⑥⑧	人身加害部位	72
⑥⑨	自宅からの距離(自転車、歩行者)	74
⑥⑩	緯度・経度	74
⑦①⑦②	予備項目	75
⑦③⑦④⑦⑤	計上年月日	75
⑦⑥～⑦⑩	死重軽傷者数	76
⑦⑪	町字コード	76
⑦⑫	番・号	76
⑦⑬	交番コード	76
⑦⑭	歩行者関連事故	77
⑦⑮	自転車関連事故	77

㉗	原付関連事故	77
㉘	自二関連事故	77
㉙	貨物関連事故	78
㉚	二輪関連事故	78
㉛	子ども関連事故	78
㉜	高校生関連事故	79
㉝	若年者関連事故	79
㉞	高齢者関連事故	79
㉟	交差点の一時停止規制（信号機のない交差点が対象）	80
㊱	道路照明の有無	80
㊲	駐車影響事故	81
㊳	学校課程別	81
㊴	方角別進行方向	82
㊵	交差点の警察署コード	83
㊶～㊷	予備項目	83

2 補充票データ（別表2）

①	資料区分	84
②	警察署等コード	84
③	本票番号	84
④	補充票番号	84
⑤	性別	84
⑥	年齢（満年齢）	85
⑦	国籍コード	85
⑧	居住地コード	85
⑨	職業コード	85
⑩	当事者種別	86
⑪	通行目的	86
⑫	乗車別	87
⑬	乗車等の区分	87

⑭	自体防護	88
⑮	エアバッグの装備	91
⑯	サイドエアバッグの装備	91
⑰	人身損傷程度	92
⑱	人身損傷主部位	92
⑲	損傷主部位の状態	92
⑳	人身加害部位	92
㉑	免許証番号	93
㉒	運転資格	93
㉓	事故車種の運転免許経過年数	93
㉔	車両番号	94
㉕	用途別	94
㉖	車両形状	94
㉗	危険認知速度	94
㉘	ライト点灯状況	95
㉙	行動類型	95
㉚	高齢運転者標識	95
㉛	当事者の進行方向	95
㉜	車両の衝突部位	97
㉝	車両の損壊程度	97
㉞	自宅からの距離（自転車、歩行者）	97
㉟	予備項目	98

3 高速票データ（別表3）

①	資料区分	99
②	警察署等コード	99
③	本票番号	99
④	発生地点	99
⑤	道路区分	99
⑥	道路構造	101

⑦ 曲線半径	102
⑧ 縦断勾配	102
⑨ トンネル番号	103
⑩ 特殊事故	103
⑪ 本線通行止め時間	105
⑫ 当事車両台数	105
⑬ 行動類型	105
⑭ 事故類型	107
⑮ 車両単独事故の対象物	109
⑯ 臨時速度規制の有無	110
⑰ 停止表示器材表示の有無	110
⑱ 交通障害	111
⑲ 高速道路走行距離	113
⑳ 速度抑制装置装着状況	113
㉑ 予備項目	114

4 検挙票データ (別表4)

① 資料区分	115
② 警察署等コード	115
③ 本票番号	115
④ 罪種別	116
⑤ 逮捕別	117
⑥ 処置別	118
⑦ 適用書式別	119
⑧ 成人・少年別	120
⑨～⑭ 送致年月日	120

5 30日死者票データ(別表5)

① 資料区分	121
② 計上年	121
③ 警察署等コード	121
④ 本票番号	121
⑤ 補充票番号	121
⑥ 死者内容	121
⑦ 性別	122
⑧ 年齢	122
⑨~⑪ 発生年月日	122
⑫~⑭ 死亡年月日	122

第3 交通事故統計データコード表

1 警察署等コード表	123
2 路線コード表	124
3 地点コード表	131
4 都道府県コード表	139
5 市区町村コード表	140
6 交番コード表	141
7 国籍コード表	148
8 職業コード表	149
9 法令違反コード表	153
10 事故要因区分コード表	160
11 IC・JCTコード表	172
12 トンネルコード表	173

付録 30日死者集計期間早見表	174
付録 別記様式	末尾
付録 別表1~5	末尾
付録 直轄国道一覧表	末尾

9 当事者順位の決定方法

交通事故の当事者順位の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 原則

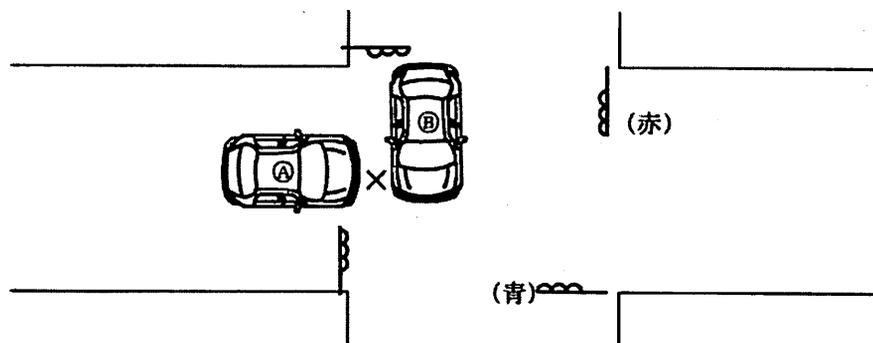
ア 当事者に過失の差がある場合

当該交通事故の当事者順位は、「過失の軽重」により、重い方を「先位当事者」、軽い方を「後位当事者」とする。

例 ㊸ が信号無視し、㊹ との出合頭の場合

第1当事者 --- 運転者 ㊸ (信号無視)

第2当事者 --- 運転者 ㊹



イ 当事者間の過失の程度が同程度の場合

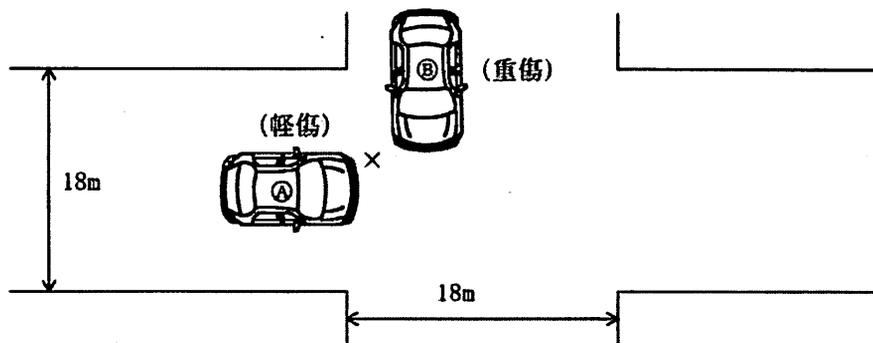
過失の程度が同程度の場合は、「人身損傷の程度」により、損傷の軽い方を「先位当事者」、損傷の重い方を「後位当事者」とする。

例 ㊸ と ㊹ が出合頭に衝突、過失は同程度であったが、㊹ が重傷、

㊸ が軽傷の場合

第1当事者 --- 運転者 ㊸ (軽傷)

第2当事者 --- 運転者 ㊹ (重傷)



(2) 例外

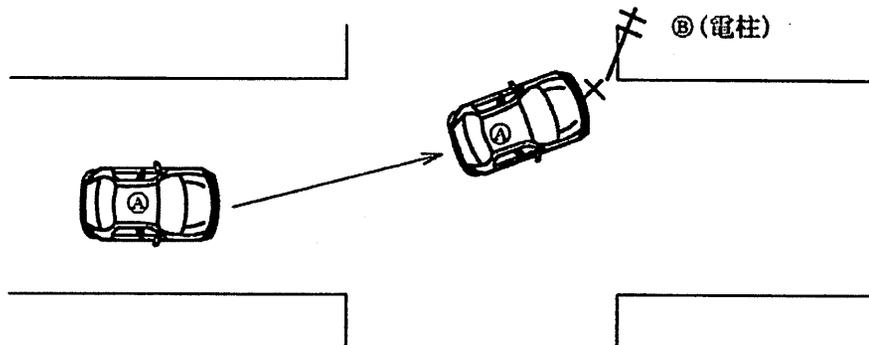
ア 単独事故の場合

単独事故の場合は、常に車両等の運転者を第1当事者とし、その相手方となった「物件」等を第2当事者とする。

例 運転者 ㉠ が、脇見運転をし電柱に衝突した場合

第1当事者 — 運転者 ㉠

第2当事者 — 電柱 ㉡



イ 同乗者の場合

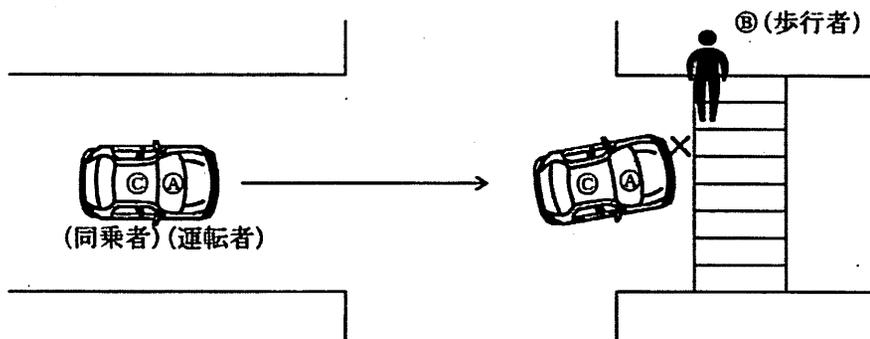
同乗者（運転者のいる車両等に同乗している者に限る。）については、直接当該事故に関与した当事者以降の後位当事者とする。

例 運転者 ㉠ は、㉢ を後部座席に同乗させて走行中、横断歩道を歩行中の ㉡ と衝突、㉠、㉡、㉢ いずれも負傷した場合

第1当事者 — 運転者 ㉠

第2当事者 — 歩行者 ㉡

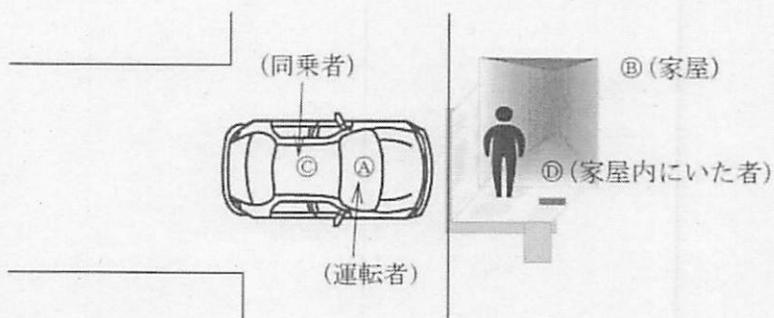
第3当事者 — 同乗者 ㉢



ウ 家屋内等物件の中にいた場合

例 運転者 ④ は ③ を同乗させて走行中家屋 ② に衝突、
同乗者 ③ 及び屋内にいた ① とともに負傷した場合

- 第1当事者 --- 運転者 ④
- 第2当事者 --- 家屋 ②
- 第3当事者 --- 同乗者 ③
- 第4当事者 --- 家屋内にいた者 ①



エ ひき逃げ事故の場合

ひき逃げ事故で、当事者不明の場合は、過失の大小を問わず「逃走した当事者」を第1当事者とする。ただし、登録修正期間内に逃走者を検挙した場合は、原則に従って当事者順位を決定する。

10 事故類型の決定方法

事故類型とは、交通事故が発生した場合における事故の類型（「人対車両」・「車両相互」・「車両単独」・「列車」）をいうが、その決定方法は、次のとおりとする。

(1) 原則

ア 1件（包括1件とした場合を含む。）の事故について、事故誘発行為が1個の場合は、その行為に関与した当事者の種別により「人対車両」・「車両相互」・「車両単独」・「列車」のいずれかに決定する。

